第三十一条の十四第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第三十一条の十四を第六十三条とする。

第三十一条の十三第一項第三号中「続柄（」を「続柄等（」に、「続柄）」を「続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）」に改め、同項第六号中「第三十一条の十一」を「第六十条」に改め、同条第四項中「同項第六号」を「同項第三号若しくは第六号」に改め、同条を第六十二条とし、第三十一条の十二を第六十一条とし、第三十一条の十一を第六十条とし、第七章中第三十一条の十を第五十九条とし、第三十一条の九を第五十八条とする。

第三十一条の八第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項各号列記以外の部分中「通知」を「請求」に改め、同条第四項中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同条を第五十七条とする。

第三十一条の七中「第三十一条の三第一号」を「第五十二条」に改め、同条を第五十六条とし、第三十一条の六を第五十五条とする。

第三十一条の五第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第三十一条の五を第五十四条とする。

第三十一条の四第一項第三号中「続柄（」を「続柄等（」に、「続柄）」を「続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）」に改め、同条第四項中「又は養子縁組の」を「若しくは養子縁組の事実又は同項第三号に掲げる」に改め、同条を第五十三条とし、第三十一条の三を第五十二条とし、第六章中第三十一条の二を第四十七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第四十八条　第四十四条の規定は、法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第一項第二号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

（法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第一項の規定による請求の方法等）

第四十九条　法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一　請求の年月日

二　請求をする労働者の氏名

三　請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄

四　請求に係る対象家族が要介護状態にある事実

五　請求に係る制限期間の初日及び末日とする日

2　前項の請求は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一　書面を提出する方法

二　ファクシミリを利用して送信する方法

三　電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　前項第二号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4　事業主は、第一項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、同項第三号及び第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第三項の厚生労働省令で定める事由）

第五十条　法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　請求に係る対象家族の死亡

二　離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

三　請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

（法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第四項第一号の厚生労働省令で定める事由）

第五十一条　前条の規定は、法第十六条の九第一項において準用する法第十六条の八第四項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第三十一条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第三十一条を第四十六条とする。

第三十条の九第一項第三号中「続柄（」を「続柄等（」に、「続柄）」を「続柄。特別養子縁組の請求等の場合にあっては、その事実。）」に改め、同条第四項中「又は養子縁組の」を「若しくは養子縁組の事実又は同項第三号に掲げる」に改め、同条を第四十五条とし、第三十条の八を第四十四条とし、第五章中第三十条の七を第四十三条とする。

第三十条の六中「第七条第二号」を「第八条第二号」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十条の五第一項各号列記以外の部分中「第三十条の七」を「第四十三条」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「年月日」の下に「（法第十六条の五第二項の規定により、介護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該介護休暇の開始及び終了の年月日時）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「、第三号及び第五号」を「及び第四号」に改め、同条を第四十一条とし、第三十条の四を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第三十九条　法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。

（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める単位等）

第四十条　法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、介護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二　介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）